

「建設業取引適正化推進月間」について

～みんなで守る適正取引～

建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法（昭和24年法律第100号）の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところです。

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が見受けられることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

このため、国土交通省及び都道府県において、11月を「建設業取引適正化推進月間」とし、建設業の取引適正化に関し集中的に法令遵守に関する活動を行うこととしております。

東北地方整備局では、本月間において、以下のとおり法令遵守に関する活動を行うこととしましたのでお知らせいたします。

1. 期間

平成25年11月1日～30日

2. 活動内容

(1) ポスターの掲示

- 東北地方整備局管内の事務所等
※他には各県・市町村、建設業関係団体においても掲示

(2) ホームページを通じた広報

(3) 建設業者等を対象とした講習会の開催

- 詳細は【別紙】をご覧ください。

(4) 立入検査の実施

- 知事許可業者に対し、東北地方整備局と県との共同立入検査を実施
 - 大臣許可業者に対し、東北地方整備局にて立入検査を実施
 - 中小企業庁及び公正取引委員会主催の「下請取引適正化推進月間」事業と連携し、東北経済産業局との合同立入検査を実施
- ※立入検査にあたっては、社会保険等の加入状況の確認も併せて実施

【参考】「建設業取引適正化推進月間」ポスター

<発表記者会> 青森県政記者会、岩手県政記者クラブ、宮城県政記者会、秋田県政記者会、
山形県政記者クラブ、福島県政記者クラブ、東北電力記者会、東北専門記者会

<問い合わせ先>

国土交通省 東北地方整備局 電話 022 (225) 2171 (代表)

建政部 計画・建設産業課

建設業適正契約推進官 菊池 孝 (内線 6119)

建設専門官 大浦 圭二 (内線 6142)